

令和7年和光市議会3月定例会

提出議案の概要

和光市

| | |
|---|-------------------|
| 議案第1号 | 和光市公平委員会委員の選任について |
| 担 当 | 職員課 |
| <p>【目的】</p> <p>和光市公平委員会委員の榎沢利博氏の任期が令和7年3月10日をもって満了となるため、引き続き同氏を選任することについて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めます。</p> <p>【内容】</p> <p>埼玉県和光市本町31番12-408号 CIハイツ 榎沢 利博</p> | |

| | |
|--|-------------------|
| 議案第2号 | 和光市公平委員会委員の選任について |
| 担 当 | 職員課 |
| <p>【目的】</p> <p>和光市公平委員会委員の出口かおり氏の任期が令和7年3月10日をもって満了となるため、引き続き同氏を選任することについて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものです。</p> <p>【内容】</p> <p>東京都新宿区四谷坂町7番20号 コートトシマ・キク201 出口 かおり</p> | |

| | |
|--|-------------------|
| 議案第3号 | 和光市公平委員会委員の選任について |
| 担当 | 職員課 |
| <p>【目的】</p> <p>和光市公平委員会委員の山崎宏征氏の任期が令和7年3月10日をもって満了となるため、新たに福田多恵氏を選任することについて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものです。</p> <p>【内容】</p> <p>東京都練馬区平和台二丁目27番5号 福田 多恵（石井 多恵）</p> | |

| | |
|--|-----------|
| 議案第4号 | 訴えの提起について |
| 担 当 | 産業支援課 |
| <p>【目的】 使用料等請求事件に関し訴えを提起することについて議決を求めるものです。</p> <p>【内容】</p> <p>1 相手方 所在地不明（登記簿上の本店所在地 東京都港区虎ノ門5丁目3番1号） PVさいたま合同会社 代表者代表社員 地域エネルギー株式会社（現商号ComPower株式会社） 職務執行者 福井 エドワード</p> <p>2 事案の概要 相手方は、再三の催告にもかかわらず、和光市屋根貸し太陽光発電事業にかかる契約に基づく和光市勤労福祉センターの屋根等の目的外使用に係る平成30年度分の行政財産使用料5万9,040円の支払い、及び目的外使用の許可を受けることなく同センターの屋根等を使用したことに係る平成31年度分から令和5年度分までの行政財産使用料相当額29万5,200円の支払いに応じませんでした。 そこで、市は、令和6年11月14日、東京簡易裁判所に対し、支払督促の申立てを行ったところ、同月22日に相手方に対して支払督促が発付され、同月27日に相手方に対して支払督促正本が送達されました。 これに対し、相手方が督促異議の申立てを行ったことで、民事訴訟法第395条の規定により、本件が市を原告とする訴訟手続へ移行することとなったことから、市が、相手方に対し、上記未払額合計35万4,240円及びこれに対する令和6年11月28日から支払済みまで年3分の割合の金員の支払い並びに訴訟費用の負担を訴訟手続により求めるものです。</p> <p>3 訴訟物の価額 (1)平成30年度分行政財産使用料5万9,040円及び平成31年度から令和5年度までの行政財産使用料相当額の不当利得返還金29万5,200円の合計35万4,240円 (2)上記に対する令和6年11月28日から支払い済みまで年3分の割合による金員</p> | |

(3)訴訟費用

【施行期日】

議決後速やかに

| | |
|--|-----------|
| 議案第5号 | 訴えの提起について |
| 担 当 | 長寿あんしん課 |
| <p>【目的】 求償金請求事件に関し訴えを提起することについて議決を求めるものです。</p> <p>【内容】</p> <p>1 相手方 埼玉県新座市栄二丁目4番34号 コーポ鳥之海A棟 201号室 東内 京一</p> <p>2 事案の概要 令和4年(ワ)第1091号国家賠償請求事件において、市は、国家賠償法第1条第1項により原告に和解金を支払い、その後、東内元職員が同条第2項の公務員に該当するものとして、東内元職員に和解金額4,870万円から令和3年9月に元職員の弁護士から市に支払われた150万円を除いた4,720万円を請求しました。 納期限までに元職員が支払いを行わなかったことから、市は、令和6年2月22日に督促を行いました。督促による納入期限の3月12日を過ぎた現在においても元職員からの支払いがなく、督促後1年を経過しても支払いが行われない可能性が高い状況です。 和光市債権管理条例第8条第3号では、同条第1号及び第2号に該当しない非強制徴収公債権等については、訴訟手続により履行を請求することと定められていることから、訴訟手続により支払いの履行を請求するものです。</p> <p>3 訴訟物の価額 金47,200,000円</p> <p>【施行期日】 議決後速やかに</p> | |

| | |
|--|------------------------------|
| 議案第6号 | 和光市広沢複合施設整備・運営事業の変更契約の締結について |
| 担 当 | 資産戦略課 |
| <p>【目的】 和光市広沢複合施設整備・運営事業の変更契約を締結する。</p> <p>【内容】 事業契約書で定める物価変動に採用する指標、及び総合児童センターの維持管理運営に関する費用を変更する契約を締結します。</p> <p>1 事業名 和光市広沢複合施設整備・運営事業</p> <p>2 事業場所 和光市広沢1番5号</p> <p>3 事業期間 平成31年4月5日から令和23年3月3日まで</p> <p>4 変更前の契約金額 金5,740,328,502円 (うち消費税額及び地方消費税額 金466,770,825円)</p> <p>5 変更後の契約金額 金5,659,496,981円 (うち消費税額及び地方消費税額 金385,939,304円)</p> <p>6 変更金額 減 金80,831,521円</p> <p>7 契約の相手方 PFI和光市広沢株式会社 代表取締役 西岡 正樹</p> <p>8 変更内容 (1) 物価変動に採用する指標の変更 (2) 総合児童センターの維持管理運営に関する費用の変更</p> <p>【施行期日】 市議会の議決以降</p> | |

| | |
|-------|--|
| 議案第8号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて |
| 担 当 | 総務課 |

【目的】

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、「拘禁刑」が創設されるため、関係条例の整理を行うものです。

【内容】

以下の条例中、「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改正します。

- (1) 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第2号）
- (2) 和光市消防団条例（昭和36年条例第17号）
- (3) 和光市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第22号）
- (4) 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年条例第27号）
- (5) 和光市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年条例第28号）
- (6) 和光市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成12年条例第50号）
- (7) 和光市土砂等のたい積の規制に関する条例（平成18年条例第28号）
- (8) 和光市まちづくり条例（平成18年条例第51号）
- (9) 和光市行政不服審査委員条例（平成28年条例第3号）
- (10) 和光市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第17号）

【施行期日】

令和7年6月1日

| | |
|---|-------------------------|
| 議案第9号 | 和光市犯罪被害者等支援条例を定めることについて |
| 担 当 | 危機管理室 |
| <p>【目的】</p> <p>犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨に則り、犯罪被害者等に対する支援施策の実施に関して必要な事項を定めるものです。（条例案第1条関係）</p> <p>【内容】</p> <p>(1) 条例の基本理念（第3条関係）</p> <p>ア 犯罪被害者等は、個人の尊厳と尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有します。</p> <p>イ 支援施策は、被害者等の置かれた状況や事情に応じて、再び平穏な生活を営むことができるようになるまで途切れることなく受けられるように行われなければなりません。</p> <p>(2) 責務規定（第4条～第6条関係）</p> <p>条例に基づく施策の推進主体として、市、市民等及び事業者それぞれの責務を定めました。</p> <p>(3) 主な施策</p> <p>ア 相談・情報提供（第7条関係）</p> <p>被害者等が直面する問題について、相談、情報提供及び助言を行います。 また、関係機関等との連絡及び調整を行います。</p> <p>イ 見舞金の支給（第8条関係）</p> <p>犯罪被害者及びその遺族に対し、規則で定めるところにより次の見舞金を支給します。</p> <p>(ア) 遺族見舞金 30万円</p> <p>(イ) 重傷病見舞金 10万円</p> <p>ウ 啓発活動（第9条関係）</p> <p>犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性について、市民等及び事業者の理解を深めるための啓発活動等、必要な施策を講じます。</p> <p>(4) 条例の見直し（第11条関係）</p> <p>条例に基づく施策については、社会及び経済情勢を踏まえて検討するものとし、新たな施策を定めるとき又は見直しを行うときは、犯罪被害者等支援施策に関する知識経験を有する団体等に意見を聴くものとします。</p> <p>【施行期日】</p> <p>令和7年4月1日</p> | |

| | |
|--------|----------------------------------|
| 議案第10号 | 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて |
| 担当 | 職員課 |

【目的】

令和6年人事院勧告を受け、当市においても人事院勧告に応じた職員の給料表等の改定を行うため、この案を提出するものであります。

【内容】

主な改正の要点

(1) 給料表

令和6年人事院勧告に応じて給料表を改正します。

(2) 扶養手当

配偶者の扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当を増額します。

(3) 通勤手当

交通機関等に係る通勤手当の上限額を見直します。

(4) 管理職特別勤務手当

支給対象時間の拡大等を行います。

(5) 住居手当

定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員を含む）に対し、支給を行います。

| | |
|--------|------------------------------|
| 議案第11号 | 和光市手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて |
| 担当 | 建築課 |

【目的】

今回の改正は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）の改正法の施行に伴い、和光市手数料条例において関連する事務手数料の額等について所要の改正を行うものです。

【内容】

条例別表第5号建築基準法関係から別表第8号建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係について以下の内容に基づき手数料の見直し等を行う。

- ① 建築基準法改正で審査、検査内容が増加する建築物が発生する500㎡以下の手数料について、増加する業務量に応じた手数料への見直しを行う。また、木造住宅の構造計算が必要な規模が引き下げとなることから、200㎡超500㎡以下の区分を300㎡で分割する。

| 区分 | 床面積の合計 | | 金額(円) | | 金額(円) |
|---------|--------------------------|--------|--------|-------|--------|
| | 建築物に関する確認申請 又は計画通知手数料 | ～ | 30㎡以内 | 7,000 | |
| 30㎡超え～ | | 100㎡以下 | 14,000 | | 20,000 |
| 100㎡超え～ | | 200㎡以下 | 24,000 | → | 34,000 |
| 200㎡超え～ | | 300㎡以下 | 31,000 | | 36,000 |
| 300㎡超え～ | | 500㎡以下 | 新設 | | 39,000 |
| 500㎡超え～ | | | 58,000 | | 58,000 |

- ② 省エネ法改正で新たに創設された住宅の省エネ基準の審査について、計算区分ごとに手数料を新設する。

- ③ 建築物の省エネ基準への適合検査は、建築基準法の完了検査で行う。これまで、手数料が設定されていなかったが検査事務が発生していることから、今回の義務化に伴い、新たに手数料を新設する。

| 区分 | 床面積の合計 | 金額(円) |
|-----------------|---------|--------|
| 標準計算法によるもの | ～200㎡未満 | 40,000 |
| | 200㎡以上～ | 44,000 |
| 仕様基準によるもの | ～200㎡未満 | 20,000 |
| | 200㎡以上～ | 22,000 |
| 仕様基準・計算併用法によるもの | ～200㎡未満 | 29,000 |
| | 200㎡以上～ | 33,000 |

| 区分 | 床面積の合計 | 金額(円) | |
|------------------------------------|---------|--------|--------|
| 完了検査にて省エネ基準 の適合状況を 確認する場合の加算 | ～ | 30㎡以内 | 3,000 |
| | 30㎡超え～ | 100㎡以下 | 5,000 |
| | 100㎡超え～ | 200㎡以下 | 6,000 |
| | 200㎡超え～ | 300㎡以下 | 7,000 |
| | 300㎡超え～ | 500㎡以下 | 8,000 |
| | 500㎡超え～ | | 11,000 |

【施行期日】

令和7年4月1日

| | |
|---|-----------------------------|
| 議案第12号 | 和光市立学校体育施設設備使用料条例を定めることについて |
| 担当 | スポーツ青少年課 |
| <p>【目的】 和光市内小中学校体育館においては、以下のとおり、空調設備が設置済、あるいは設置予定です。</p> <p>令和6年度：白子小、新倉小、第三小、大和中（設置済） 令和7年度：第四小、第五小、広沢小、第二中（設置予定） 令和8年度：北原小、本町小、第三中（設置予定）</p> <p>（※）下新倉小学校は、開校当初（平成28年度）から設置済</p> <p>これにともない、受益者負担の観点や市の財政状況を鑑み、令和7年度以降、平日夜間や土日祝日に小中学校体育館を利用する「学校体育施設利用団体」が、空調設備を利用した場合の使用料を定めるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものです。</p> <p>【内容】 使用料（案）については、以下のとおりです。</p> <p>(1)体育館（アリーナ）空調設備：400円 (2)格技場空調設備：200円 (3)卓球場空調設備：100円</p> <p>（補足）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用料は、各校空調設備を1時間当たり稼働させた場合の電気料金（令和6年4月時点）を試算し、その試算額の平均から、十の位を四捨五入して得た金額を使用料としています。 ・1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分を超えるときは1時間とし、30分以下のときは切り捨てます。 ・令和6年度末時点で、体育館（アリーナ）は、白子小、新倉小、第三小、下新倉小、大和中、格技場及び卓球場は、大和中が該当しています。 ・15歳以下、65歳以上、障害手帳等所有の者を主たる構成員（7割以上）とする団体が利用する場合は、5割減額とする等の関係規則を定める予定です。 <p>【施行期日】 令和7年6月1日</p> | |

| | |
|--------|---|
| 議案第13号 | 和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営並びに特定子ども・子育て支援施設等に関する基準を定める条例及び和光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて |
|--------|---|

| | |
|-----|-------|
| 担 当 | 保育施設課 |
|-----|-------|

【目的】

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第39号）の改正に伴い、所要の改正をしたいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものです。

【内容】

栄養士法の改正を受けて、管理栄養士を引き継ぎ適用対象とするための調整を行います。連携施設に関する経過措置を5年間延長するなど、連携施設に関する基準の改正に対応します。

【施行期日】

令和7年4月1日

| | |
|--------|--------------------------------------|
| 議案第14号 | 和光市子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例を定めることについて |
| 担当 | 子ども家庭支援課 |

【目的】

こども基本法（令和4年法律第77号）第11条の規定に基づき、対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずるため、改正するものです。

【内容】

1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、こども基本法（令和4年法律第77号）を、根拠法として明記し、法令に基づく事務の明確化。（第1条～第3条）

2 委員を17人から20人へ増員。増員する3人は、以下のとおり

- ・こども・若者（満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）

- ・地域福祉の業務に従事する者

- ・こどもの権利擁護に関し知識経験を有する者

その他、必要な調整をします。

【施行期日】

令和7年4月1日から施行します。

| | |
|--------|---|
| 議案第15号 | 和光市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて |
| 担 当 | 長寿あんしん課 |

【目的】

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の改正等に伴い、本条例について所要の改正をします。

【内容】

改正点は以下の2点になります。

1. 栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能になることを受け、関連する規定について改正を行うものです。
2. 表記の誤りを正すものです。

【施行期日】

令和7年4月1日から施行します。

| | |
|--------|---|
| 議案第16号 | 和光市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて |
| 担 当 | 長寿あんしん課 |

【目的】

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の改正に伴い、本条例について所要の改正をします。

【内容】

主な改正点は以下の2点になります。

1. 専門職の配置を常勤換算方法とすることについて改正を行うものです。
2. 複数の地域包括支援センターの担当区域を一つの区域として認めた場合の専門職の配置員数について改正を行うものです。

【施行期日】

公布の日から施行します。

| | |
|--------|---|
| 議案第17号 | 和光市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて |
| 担当 | 公園みどり課 |

【目的】

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第221号。以下、「令」といいます。）が、令和7年6月1日に施行されることに伴い、引用条項について条ずれが生じるため、以下のとおり条例第3条（園路及び広場）に関する規定を改正します。

【内容】

<第3条（園路及び広場）>

第6号中、高齢者、障害者等が転落する恐れのある場所に設ける設備の例として規定する「線状ブロック」の引用条項について、令第21条第2項第1号を令第22条第2項第1号に改めます。

【施行期日】

令和7年6月1日（法律施行令と同日）

| | |
|--------|--|
| 議案第18号 | 和光市水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて |
| 担 当 | 水道施設課 |

【目的】

水道法施行令及び水道法施行規則の改正により、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の参酌基準が見直されたことに伴い、改正を行うものです。

【内容】

修めた科目や水道等に関する技術上の実務に従事した経験年数の変更等。

【施行期日】

令和7年4月1日

| | |
|--------|---|
| 議案第19号 | 和光市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて |
| 担当 | 危機管理室 |

【目的】

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、永年勤続消防団員の処遇を改善するため、条例の一部を改正するものです。

【内容】

条例別表（第2条関係）に新たに「35年以上」の区分を追加するものです。

【施行期日】

令和7年4月1日から施行し、施行日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については従前の例によります。

| | |
|---|---------------------|
| 議案第30号 | 令和7年度埼玉県和光市水道事業会計予算 |
| 担当 | 企業経営課 |
| <p>【目的】 ※主な予算内容を参照ください。</p> <p>【内容】 ※主な予算内容を参照ください。</p> | |

令和7年度和光市水道事業会計の主な予算内容

1 収益的収入及び支出

事業収益 1,907,654千円

| 項目 | 予算額(千円) | 主な内容 |
|-------|-----------|--|
| 営業収益 | 1,728,957 | 総給水量 9,253,000m ³ 総有収水量 9,094,000m ³ 有収率 98.28% ・給水収益 1,300,342千円 ・受託工事収益 18,831千円 ・配水管工事負担金 144,666千円 ・加入金 205,595千円 ・下水道使用料徴収事務受託料 55,242千円 |
| 営業外収益 | 178,597 | ・長期前受金戻入 145,959千円 ・消費税及び地方消費税還付金 30,765千円 |
| 特別利益 | 100 | |

事業費 1,553,909千円

| 項目 | 予算額(千円) | 主な内容 |
|-------|-----------|---|
| 営業費用 | 1,545,843 | ・県水受水費 446,485千円 ・動力費 69,536千円 ・浄水場運転管理等委託料等 142,501千円 ・量水器満期交換委託料等 58,308千円 ・水道料金等徴収等委託料等 118,962千円 ・貸倒引当金繰入額 637千円 ・減価償却費 436,589千円 ・固定資産除却費 1,424千円 |
| 営業外費用 | 2,466 | ・企業債利息 2,464千円 |
| 特別損失 | 600 | |
| 予備費 | 5,000 | |

2 資本的收入及び支出

資本的收入 279,409千円

| 項目 | 予算額 (千円) | 主な内容 |
|-----|----------|----------------------|
| 負担金 | 13,109 | ・一般会計負担金 13,109千円 |
| 企業債 | 266,300 | ・建設改良費等企業債 266,300千円 |

資本の支出 1,164,649千円

| 項目 | 予算額 (千円) | 主な内容 |
|--------|-----------|---|
| 建設改良費 | 1,122,079 | ・給配水管布設費 471,020千円 ・浄水場施設改良費 506,323千円 |
| 企業債償還金 | 37,570 | ・企業債償還金 37,570千円 |
| 予備費 | 5,000 | |

※ 主要な建設改良事業

| | |
|------------------------|-----------|
| 末端監視装置更新事業 | 229,900千円 |
| 酒井浄水場配水池改修事業 (2か年継続事業) | 146,300千円 |
| 水道庁舎改修事業 | 101,409千円 |

| | |
|---|----------------------|
| 議案第31号 | 令和7年度埼玉県和光市下水道事業会計予算 |
| 担当 | 企業経営課 |
| <p>【目的】 ※主な予算内容を参照ください。</p> <p>【内容】 ※主な予算内容を参照ください。</p> | |

令和7年度和光市下水道事業会計の主な予算内容

1 収益的収入及び支出

事業収益 1,219,186千円

| 項目 | 予算額(千円) | 主な内容 |
|-------|-----------|---|
| 営業収益 | 1,000,952 | <ul style="list-style-type: none"> 有収水量 9,065,000m³ ・下水道使用料 696,850千円 ・他会計負担金 303,860千円 ・指定工事店更新手数料等 242千円 |
| 営業外収益 | 218,219 | <ul style="list-style-type: none"> ・他会計補助金 34,858千円 ・国庫補助金 11,000千円 ・長期前受金戻入 168,298千円 ・下水道施設占用料等 4,059千円 |
| 特別利益 | 15 | <ul style="list-style-type: none"> ・過年度損益修正益 15千円 |

事業費 1,226,661千円

| 項目 | 予算額(千円) | 主な内容 |
|-------|-----------|---|
| 営業費用 | 1,162,808 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設維持関係委託(雨水) 8,986千円 <li style="padding-left: 20px;">(汚水) 47,826千円 ・施設維持等修繕(雨水) 4,906千円 <li style="padding-left: 20px;">(汚水) 49,060千円 ・下水道使用料算定及び徴収事務委託等 96,469千円 ・荒川右岸流域下水道事業維持管理負担金等 357,268千円 ・貸倒引当金繰入額 442千円 ・減価償却費 495,385千円 |
| 営業外費用 | 58,553 | <ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業債利子償還金 27,557千円 ・消費税及び地方消費税 30,994千円 |
| 特別損失 | 300 | <ul style="list-style-type: none"> ・過年度損益修正損 300千円 |
| 予備費 | 5,000 | |

2 資本的收入及び支出

資本的收入 146,721千円

| 項目 | 予算額(千円) | 主な内容 |
|--------|---------|----------------------|
| 企業債 | 115,200 | ・建設改良費等企業債 115,200千円 |
| 他会計補助金 | 7,146 | ・他会計補助金 7,146千円 |
| 負担金 | 24,255 | ・工事負担金 24,255千円 |
| 貸付金償還金 | 120 | |

資本の支出 437,602千円

| 項目 | 予算額(千円) | 主な内容 |
|--------|---------|--|
| 建設改良費 | 176,601 | <ul style="list-style-type: none"> ・委託料 (雨水) 14,300千円 <li style="padding-left: 20px;">(汚水) 12,100千円 ・工事請負費(雨水) 6,463千円 <li style="padding-left: 20px;">(汚水) 70,868千円 ・荒川右岸流域下水道事業建設負担金 47,008千円 |
| 企業債償還金 | 255,701 | ・下水道事業債元金償還金 255,701千円 |
| 貸付金 | 300 | ・水洗便所改造資金貸付金 300千円 |
| 予備費 | 5,000 | |

※ 主要な建設改良事業

| | |
|---------------------|---------|
| 中央分区枝線工事(市道490号線) | 9,240千円 |
| 向山通りマンホールポンプ制御盤更新工事 | 6,820千円 |

| | |
|--|----------------------------|
| 議案第32号 | 市長の給料の減額に関する特例条例を定めることについて |
| 担 当 | 職員課 |
| <p>【目的】 市長の給料の月額を減額するものです。</p> <p>【内容】 令和7年4月1日から同月30日までの間、市長の給料の月額を10分の2減額します。</p> <p>【施行期日】 公布の日から施行します。</p> | |

| | |
|---|---|
| 議案第33号 | 和光市教育委員会教育長の給料の減額に関する特例条例を定めること について |
| 担 当 | 職員課 |
| <p>【目的】 和光市教育委員会教育長の給料の月額を減額するものです。</p> <p>【内容】 令和7年4月1日から同月30日までの間、教育長の給料の月額を10分の1減額します。</p> <p>【施行期日】 公布の日から施行します。</p> | |